

郡山地方広域消防組合監査委員公表第1号

平成29年度定期監査の結果に関する公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び郡山地方広域消防組合監査委員に関する条例第3条の規定に基づき監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成29年12月25日

郡山地方広域消防組合

監査委員	伊藤達郎
同	鈴木義孝

平成29年度

定期監査の結果に関する報告

(監査期間 平成29年10月2日から平成29年12月25日まで)

平成29年12月25日提出

郡山地方広域消防組合監査委員

29郡広消監第26号

平成29年12月25日

郡山地方広域消防組合議会議長
郡山地方広域消防組合管理者

郡山地方広域消防組合

監査委員 伊藤達郎
同 鈴木義孝

平成29年度定期監査の結果に関する報告について

地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第4項及び郡山地方広域消防組合監査委員に関する条例第3条の規定に基づき定期監査を行ったので、法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成29年度 定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第4項及び郡山地方広域消防組合監査委員に関する条例第3条の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

(1) 対象範囲

平成29年4月1日から平成29年8月31日までに執行した郡山地方広域消防組合の財務事務

(2) 対象所属

消防本部 郡山消防署 田村消防署

ただし、財産管理事務については、次の所属を対象とした。

消防本部 郡山消防署針生救急所 田村消防署本署 田村消防署滝根分署
田村消防署大越分遣所

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、財産の管理は適切かを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

(1) 帳簿、書類等の突合

(2) 質問及び実査

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

ア 監査 郡山市監査委員室

イ 実査 消防本部 郡山消防署針生救急所 田村消防署本署
田村消防署滝根分署 田村消防署大越分遣所

(2) 監査の期間

ア 監査 平成29年10月2日から平成29年12月25日まで

イ 実査 平成29年11月1日 消防本部 田村消防署本署

平成29年11月17日 郡山消防署針生救急所 田村消防署滝根分署
田村消防署大越分遣所

第2 監査の結果

監査した結果は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき軽微なものについては、口頭で措置を促した。